

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、山形県漁業調整規則（令和 2 年県規則第 66 号）第 5 条第 1 項第 5 号に掲げるはえ縄漁業につき、山形県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年 12 月 1 日

山形県知事 吉村 美栄子

1 はえ縄漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
たらはえ縄漁業	たら	はえ縄	操業区域（別記の操業区域をいう。）	12 月 1 日から翌年 2 月末日まで	定めなし（ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	5 トン以上	0	1 山形県内に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用 3 たら刺し網漁業許可を有しない者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間 定めなし

別記 操業区域

山形県と新潟県との境界線上沖合 3.5 海里の点と、山形県と秋田県との境界線上沖合 3.0 海里の点とを結んだ線以遠の山形県沖合海面とする。